

愛知県立半田特別支援学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

- (1) いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるものである。いじめは、絶対に許されない行為であることを児童生徒が認識できるようにしていく。
- (2) 日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たり、児童生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できるようにする。
- (3) 児童生徒一人一人が大切にされているという実感を持つとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるようにする。また、生き生きとたくましい児童生徒を育てるために、保護者や地域との連携を図る。
- (4) 教職員がいじめを発見した場合やいじめに関する相談を受けた場合は、校内組織に報告しなければならない。

2 いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」においていじめ・不登校等の対策にあたる。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

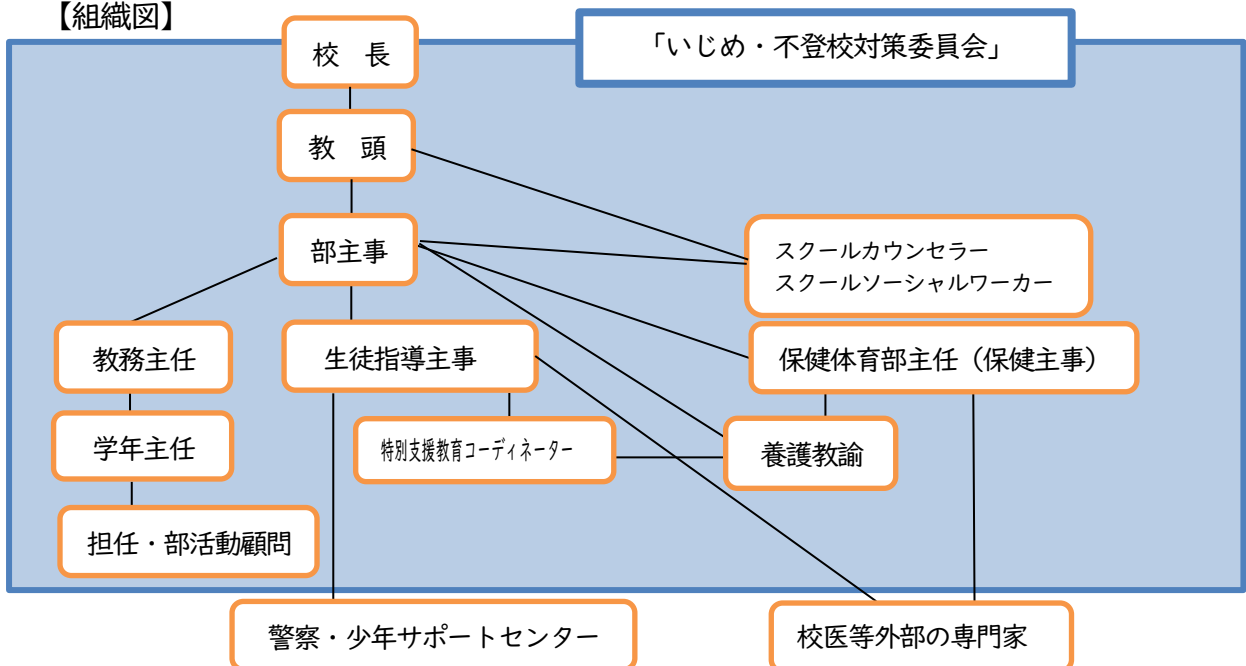
ア 委員会のメンバー

校長、教頭、部主事、教務主任(部代表を兼務)、生徒指導主事、保健主事、保健体育部主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、該当学年主任・担任、該当部活動顧問 (必要に応じて、スクールカウンセラー、校医等外部の専門家を加える。)

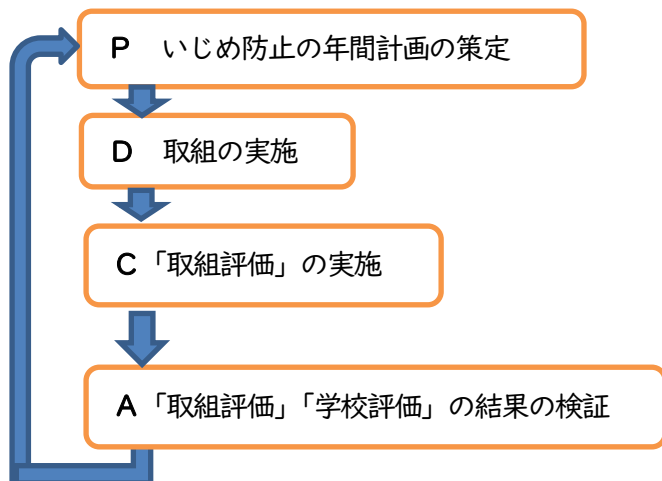
イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教職員等をメンバーとする「指導・支援チーム」を決定し、実際の対応を行う。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教職員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

【組織図】



(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等
ア 取組の検証（PDCAサイクル）



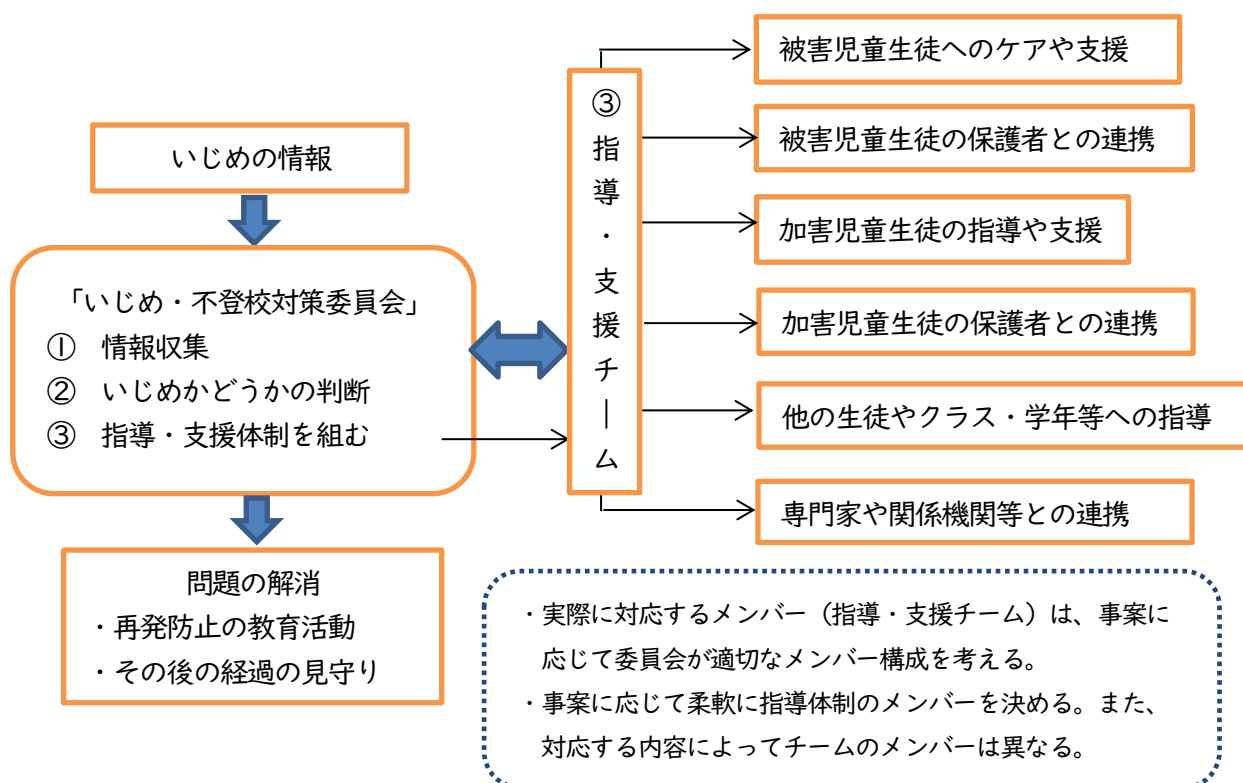
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」と定義の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果をホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。学校の設置者が調査を実施する場合は、教育委員会の附属機関又は、教育委員会が設置する調査組織が調査をする。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたづらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

3 いじめの防止等に関する具体的な取組について

〈取組の年間計画〉

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	○健康観察の実施(毎日)【全校】(保) ○自力通学生登下校指導【全校】(生) ○インターネット安心マナー講座①【高1、2、3】(生)(学)	○朝の見守り指導(毎日)(学) ○自力通学生登下校指導(毎日)【全校】(生) ○心の健康相談(随時)(保)	○生徒指導伝達 ○第1回委員会	○OSC・SSWの活用(年間)
5月	○健康観察の実施(毎日)【全校】(保) ○個別懇談期間【全校】(教)	○朝の見守り指導(毎日)【高等部活動】(生)(学) ○自力通学生登下校指導(毎日)【全校】(生)		○個別懇談 ○第1回学校評議委員会
6月	○健康観察の実施(毎日)【全校】(保) ○挨拶運動【全校】(生) ○いじめについて【全校】(生)	○朝の見守り指導(毎日)【高等部活動】(生)(学) ○自力通学生登下校指導(毎日)【全校】(生) ○「生活アンケート」実施【自力通学生対象】(生)		
7月	○健康観察の実施(毎日)【全校】(保) ○インターネット安心マナー講座②【高1、2、3】(生)(学)	○朝の見守り指導(毎日)【高等部活動】(生)(学) ○自力通学生登下校指導(毎日)【全校】(生)	○第2回委員会	○インターネット安心マナー講座(保護者対象)
8月	○個別懇談期間【全校】(教)	○保護者聞き取り【全校】(生)(学)		○個別懇談
9月	○健康観察の実施(毎日)【全校】(保) ○挨拶運動【全校】(生) ○自力通学生登下校指導【全校】(生)	○朝の見守り指導(毎日)【高等部活動】(生)(学) ○第1回心の健康相談(保)		
10月	○健康観察の実施(毎日)【全校】(保)	○朝の見守り指導(毎日)【高等部活動】(生)(学) ○「生活アンケート」実施【自力通学生対象】(生) ○自力通学生登下校指導【全校】(生)		
11月	○健康観察の実施(毎日)【全校】(保) ○挨拶運動【全校】(生) ○いじめについて【全校】(生)	○朝の見守り指導(毎日)【高等部活動】(生)(学) ○自力通学生登下校指導【全校】(生)		

12月	<ul style="list-style-type: none"> ○健康観察の実施(毎日)【全校】(保) ○人権の話【全校】(生) ○個別懇談期間【高3】(教) 	<ul style="list-style-type: none"> ○朝の見守り指導(毎日)【高等部活動】(生)(学) ○自力通学生登下校指導【全校】(生) 	<ul style="list-style-type: none"> ○現職研修(人権講話) ○第3回委員会 	○個別懇談
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○健康観察の実施(毎日)【全校】(保) ○挨拶運動【全校】(生) ○自力通学生登下校指導【全校】(生) 	<ul style="list-style-type: none"> ○朝の見守り指導(毎日)【高等部活動】(生)(学) ○「生活アンケート」実施【自力通学生対象】(生) ○第2回心の健康相談(保) 		
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○健康観察の実施(毎日)【全校】(保) ○個別懇談期間【小・中・高1、2】(教) ○生活安全講話【高1、2、3】(生) ○新転入学生事前説明会【小・中】(教)(生) ○いじめについて【全校】(生) 	<ul style="list-style-type: none"> ○朝の見守り指導(毎日)【高等部活動】(生)(学) ○自力通学生登下校指導【全校】(生) 	○第4回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○個別懇談 ○学校関係者評価委員会 ○警察講話
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○健康観察の実施(毎日)【全校】(保) ○新転入学生事前説明会【高】(教)(生) 	<ul style="list-style-type: none"> ○朝の見守り指導(毎日)【高等部活動】(生)(学) ○自力通学生登下校指導【全校】(生) 		
適宜	○自力通学生登下校指導【全校】(生)			

(教)…教務部 (生)…生徒指導部 (保)…保健体育部 (学)…学年